様式第２

令和６年　月　　日

　法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　宛て

補助事業者の名称　公益財団法人くまもと産業支援財団

代表者　理事長　厚地　昭仁

[公印省略]

令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金交付決定通知書

　令和６年　月　　日付けをもって申請のありました令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和６年　月　　日付けで申請のありました令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願番号：

３．外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとします。

　　外国出願経費　　　　　　　　　　　　　　円

　　助成対象経費　　　　　　　　　　　　　　円

　　間接補助金の額　　　　　　　　　　　　　　円

　　ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

４．間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と交付決定金額とのいずれか低い額とします。

　　ただし、間接補助金の額は、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領（２０２４０３１９特第２号。以下「実施要領」という。）第５条に定める上限額の範囲内となります。

５．間接補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱（２０２４０３１８特第８号）及び実施要領の定めるところに従わなければなりません。

　なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３２条（地方公共団体の場合は第３１条）までの規定による罰則

（３）相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

６．間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．海外付加価値税（ＶＡＴ）等の返還可能性のある費用については、将来当該費用が返還された場合には、当該費用の返還額の２分の１を補助事業者に返還しなければなりません。

８．間接補助事業者から補助事業者への必要書類の提出については、外国特許庁への出願業務を国内弁理士等に依頼する場合においては、交付申請書別紙の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならず、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合等においては、交付申請書別紙様式の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。

９．国及び補助事業者等が行う補助事業完了後の状況調査に対し協力しなければなりません。

１０．実施要領第１０条から第１８条、第２０条、第２１条、第２３条及び第２４条に掲げる条件を遵守しなければなりません。

１１．間接補助事業者は、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額及び確定金額について公表されることをご了承ください。

責任者：公益財団法人くまもと産業支援財団

　　産業振興部　産学連携推進室

　室長　池　裕子

担当者：山内、田口

電話：０９６-２８６-３３００（内線２５０２）

様式第３

令和 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団

理事長　厚地　昭仁　殿

〒

申請者 住所

名称　自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名

令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金

計画変更（等）承認申請書

　中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第１３条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響

４．変更後の間接補助金交付申請額

　　　　　　　　 円

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名／合計 | | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 国別計／合計 |
|  | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
|  | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計 | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費 | 変更前 |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 | 変更前 |  | | | |  |
| 変更後 |  | | | |  |
| 間接補助金額 | 変更前 |  | | | |  |
| 変更後 |  | | | |  |

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金額を記載。

（注）間接補助金交付申請額を変更する場合は、対応する「外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し」と「外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）」を添付すること。

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第４

令和 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団

理事長　厚地　昭仁　殿

〒

申請者 住所

名称　自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名

令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金

事故報告書

　中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第１５条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 　円

３．事故に対して採った措置

４．間接補助事業の遂行及び完了の予定

様式第５

令和 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団

理事長　厚地　昭仁　殿

〒

申請者 住所

名称　自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名

令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金

状況報告書

　中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第１６条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の遂行状況

２．助成対象経費の区分別収支概要

様式第６

令和 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団

理事長　厚地　昭仁　殿

〒

申請者 住所

名称　自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名

令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金

実績報告書

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した間接補助事業

（１）外国特許庁への出願の種別（いずれかに○）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （外国出願） | | |  | （参考：国内基礎出願） | | |
|  |  | ①特許出願 |  |  |  | ①特許出願 |
|  |  | ②実用新案登録出願 |  |  |  | ②実用新案登録出願 |
|  |  | ③意匠登録出願 |  |  |  | ③意匠登録出願 |
|  |  | ④商標登録出願 |  |  |  | ④商標登録出願 |

（２）外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |

（３）外国特許庁への出願内容等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 外国特許庁への出願内容（概要） | | | | | |
| 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号 | | |  | | |
| 外国特許庁への出願国名 | | 外国特許庁への出願番号 | | | 外国特許庁への出願日 |
|  | |  | | |  |
|  | |  | | |  |
|  | |  | | |  |
| 共同出願における持分割合及び費用負担割合　※共同出願の場合のみ記入 | | | | | |
| 持分割合 |  | | | 費用負担割合 |  |

２．間接補助事業の収支決算

（１）収 入 　　 　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項 目 | 金 額 |
| 自己資金 |  |
| 間接補助金充当額 |  |
| 合　 計 |  |

（２）支 出

（イ）経費の内訳 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名／合計 | | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 国別計／合計 |
|  | 実績額 |  |  |  |  |  |
|  | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計 | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費 | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 | 実績額 |  | | | |  |
| 間接補助金  充当額 | 交付決定額 |  | | | |  |
| 実績額 |  | | | |  |

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

（ロ）支出相手方及び支出年月日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支出相手方（弁理士等名） | 支出年月日 |
| 国内 |  |  |
| 現地 |  |  |

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

３．補助金の振込先金融機関名等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | 支店名 | 本・支店 |
| 当座  普通 | 口座番号 |  | フ リ ガ ナ |  |
| 預金名義 |  |

４．第２３条第２項の規定によるフォローアップ調査の送付先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者（職名及び氏名） | |  | | |
| 送付先 | （〒　　　　　　） | | | |
| 電話番号 |  | | メールアドレス | ＠ |

　　※送付先に変更が生じた場合は補助事業者へご連絡ください。

５．外国における事業展開等に関する今後の予定

|  |
| --- |
|  |

（注１）外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類（選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須）を添付すること。　

（注２）共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。

様式第６の別紙

令和 年 月 日

法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　宛て　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

（申請者） 　選任代理人　住所

　 名称　自然人にあっては氏名

及び選任代理人の氏名

証明書

　令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）の交付決定を受けた案件（「○○○（基礎出願又は外国出願の発明の名称、標章等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の１．及び２．を確認し証明します。

　なお、貴社から支払いを受けた後に、下記１．及び２．に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

１．外国特許庁への出願費用（外国特許庁費（オフィシャルフィー等））

現地代理人からの当該部分に係る請求が、出願国における特許等知的財産権を所管する行政機関が公表している料金と整合していること。

※料金減免制度等を利用した場合は、軽減後の料金。

２．現地代理人に対する支払いの際に使用する為替レート

請求書に記載した為替レートが、送金金融機関が設定する送金日の為替レートと合致し

ていること。なお、現地代理人から、実際に支払った現地通貨ではなく、他通貨に換算し

て請求されている場合は、現地代理人の請求日の相場等の換算レートと比較し、著しく乖

離がないことを確認していること。

様式第７

令和 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団

理事長　厚地　昭仁　殿

〒

申請者 住所

名称　自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名

令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金

精算（概算）払請求書

　中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第１９条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）

　　　　　　　　 円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | 支店名 | 本・支店 |
| 当座  普通 | 口座番号 |  | フリガナ |  |
| 預金名義 |  |

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式第８

令和 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団

理事長　厚地　昭仁　殿

〒

申請者 住所

名称　自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名 　 補

令和６年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第２０条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助金額（実施要領第１８条第１項による額の確定額） 　　 円

２．間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

４．間接補助金返還相当額（３．－２．） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。